

中華人民共和国産及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鉄線  
に対する不当廉売関税の課税に関する調査の開始

令和3年8月2日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会特殊関税部会  
財務省関税局

# 中華人民共和国産及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鉄線の概要

- 令和3年3月31日、申請者(日亜鋼業株式会社、NS北海製線株式会社、株式会社ガルバート・ジャパン及び株式会社ワイヤーテクノ)が中華人民共和国(以下「中国」という。)及び大韓民国(以下「韓国」という。)産の溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税を求める申請書を提出。

## 貨物の概要

- 名称 : 溶融亜鉛めっき鉄線
- 輸入統計品目番号 : 7217.20-019 (協定税率:無税、基本税率:3.9%)
- 特徴 : 鉄線の表面に高温で溶かした亜鉛をめっきしたもの
- 主な用途 : 金網類(フェンス等)、有刺鉄線、パルプ結束線等



【貨物の外観】

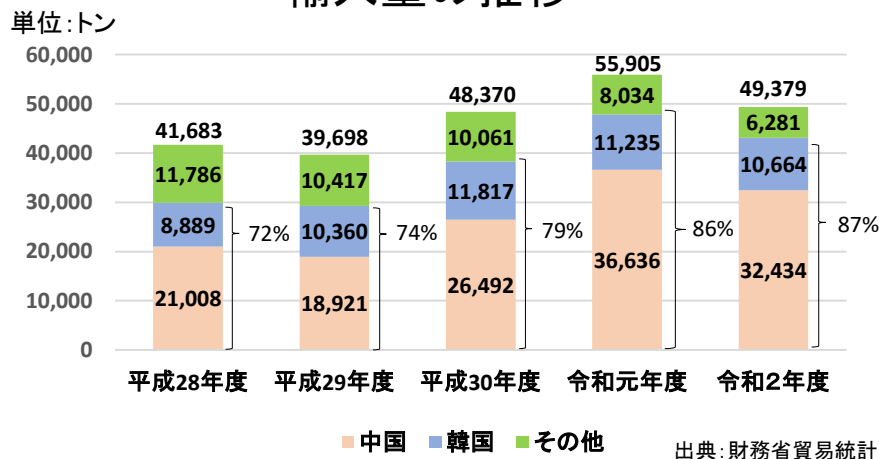


【用途例】(落石防護網)

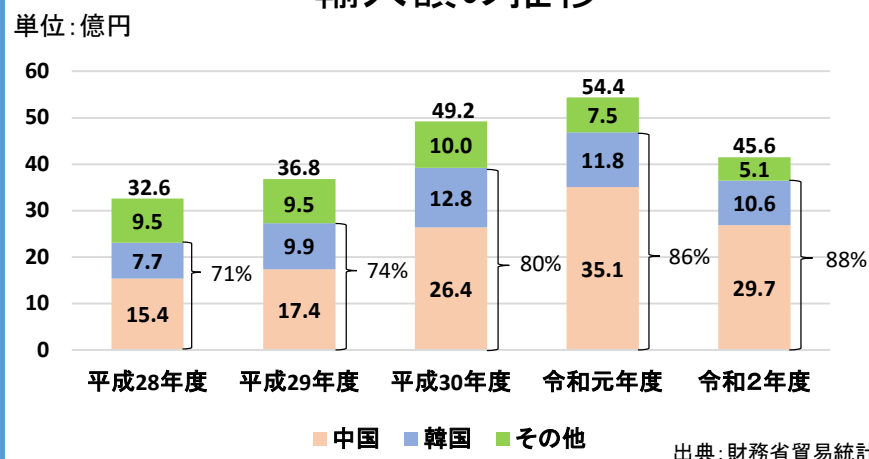
(出典:国内生産者提供資料及び国内生産者HP)

## 輸入状況

### 輸入量の推移



### 輸入額の推移



# 調査開始の概要

## 申請書の概要

### 不当廉売された貨物の輸入の事実

- 中国及び韓国から本邦への輸出価格と正常価格を比較すると、輸出価格が正常価格よりも低く、その不当廉売差額率は、中国産が25%～35%の間、韓国産が20%～30%の間となる。

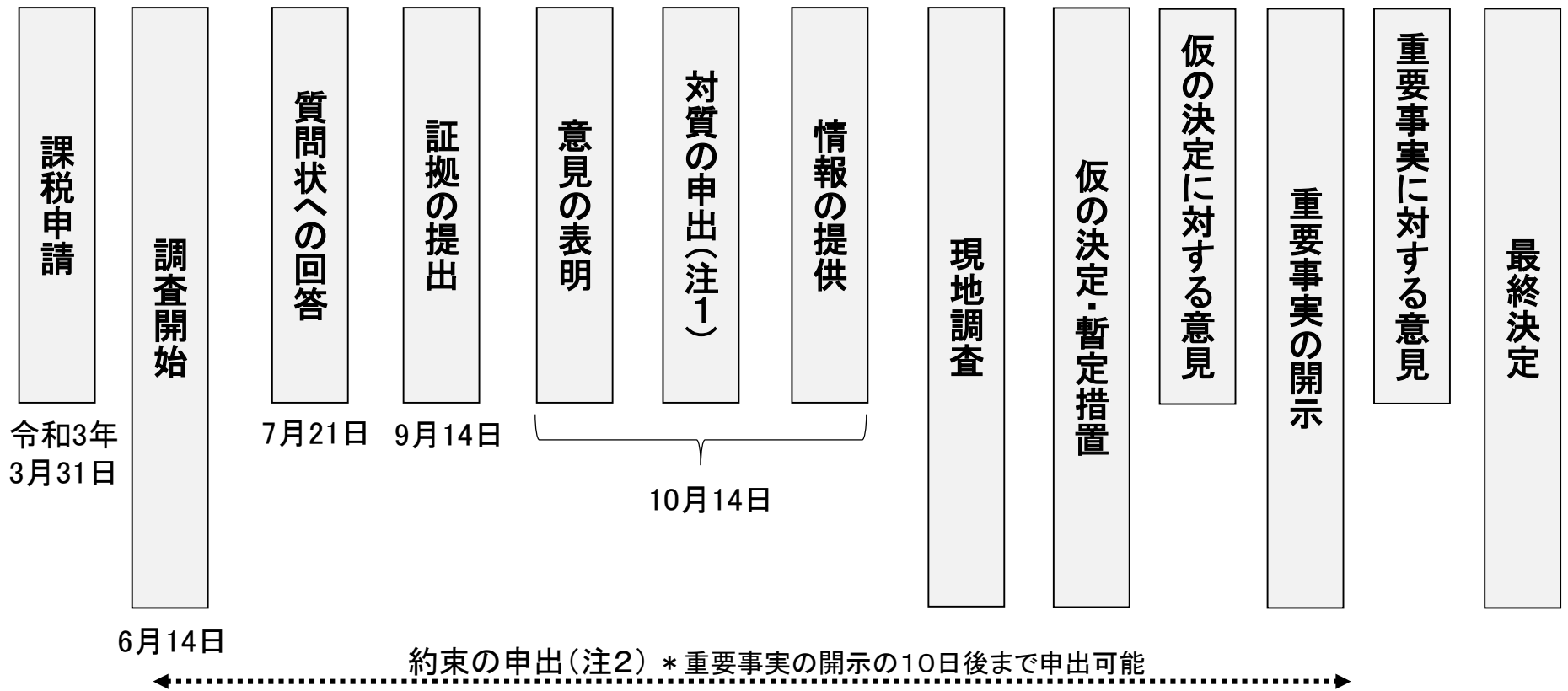
(参考) 不当廉売差額率(%) = ((正常価格 - 輸出価格) / 輸出価格) × 100

### 本邦の産業に与える実質的な損害の事実

- 中国及び韓国からの溶融亜鉛めっき鉄線の輸入量は、平成28年度から令和元年度の間、中国産が21,008トンから36,636トンに、韓国産が8,889トンから11,235トンに増加した。
- 中国及び韓国産の溶融亜鉛めっき鉄線の国内販売価格は、国産品の価格を常に下回っており、その結果、国内の需要者が国産品から輸入品に切り替えたことで、国産品の販売量が著しく減少し、また、本邦の産業は原材料価格の上昇に見合った価格設定を妨げられた。
- 以上により、本邦の産業は、営業利益が減少するなど、実質的な損害が生じた。

調査開始のための十分な証拠があり、必要と認められたため、本年6月14日に調査を開始。

# 調査手続きの流れ



(注1) 利害関係者は、意見が相反する他の利害関係者との対質を求めることができる。

(注2) 輸出者は、価格を修正する旨の約束又は輸出を取りやめる旨の約束の申出をすることができる。

- 調査は、原則として1年以内に終了することとされている。
- 利害関係者等からの証拠の提出等の機会を設けるとともに、要すれば、現地調査を通じて更なる証拠の収集や確認を行う。